

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成13年人事院公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年12月20日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1—34（人事管理文書の <u>保存期間及び保存期間が満了したときの措置</u> ）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1—34（人事管理文書の <u>保存期間</u> ）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則1—34（人事管理文書の <u>保存期間及び保存期間が満了したときの措置</u> ）（以下	一 人事院規則1—34（人事管理文書の <u>保存期間</u> ）（以下「規則」という。） <u>第3条</u> の規定に

<p>「規則」という。) <u>第3条第1項第2号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている人事管理文書及び<u>期間</u>について定めること。</p>	<p>基づき、人事院が定めることとされている人事管理文書及び<u>保存に関する事項</u>について定めること。</p>
<p>二 <u>規則第4条第2号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている<u>措置</u>について定めること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>三 <u>規則第5条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p>	<p>二 <u>規則第4条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

2 この決定による改正は、令和6年1月1日から効力を発生する。